



～平成 30 年度 横浜市保育所等利用料のご案内～

1. 利用料の算定方法について

保育所等の利用料は、支給認定保護者とその配偶者の市民税額等により決定される「負担区分階層（A～D27）」、「支給認定区分（1～3号）」、「利用時間区分（標準時間・短時間）」、「きょうだい区分（第1～3子）」によって決定します。

【更新時期】

毎年 9 月に新しい税額（平成 30 年 9 月～翌年 8 月は 30 年度税）に基づいた利用料を決定します。

※30 年度より都道府県から政令指定都市へ税源移譲が行われ、市民税の税率が 6% から 8% に変更となりますが、利用料については、従来の税率（6%）を用いて計算します。

※利用料算定の基礎とする年度の市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

※B 階層で収入が生活保護基準に満たない場合は、家計の主宰者となる同居の祖父母等の税額も算定対象となります。

【算定に用いる税額】

利用料の算定には市民税所得割額を用います。税額控除のうち「調整控除額・所得割の調整額以外の項目（住宅ローン控除等）」は利用料の算定根拠とする所得割の計算時には控除対象外となるため、利用料算定に用いる所得割額が市民税の所得割額と異なる場合があります。

【月途中で退園した場合の利用料計算】

月途中で保育所等を退園する場合は、在籍日数に応じた日割計算による利用料となります。

2. きょうだい区分の（第 1～3 子）カウント方法

多子軽減にかかるきょうだい区分は、認定区分と負担区分階層に応じた以下の範囲内で、年齢の高い順に第 1～3 子（第 3 子以降は第 3 子）と数えます。

1 号：A～D5、E0～E5 / 2・3 号：A～D4、E0～E5 階層の方

保護者と同一生計の子等（※）であれば、年齢、利用施設等に関わらず、カウント対象となります。

保育所等を利用していないきょうだいを含めて算定する際には、原則として「きょうだい児多子軽減届出書（多子軽減拡充階層用）」等の提出が必要です。

※別居でも生活費を送金している等、税法上の扶養親族となる子（成人含む）は対象となります。

1 号：D6～D27 / 2・3 号：D5～D27 階層の方

1 号：小学校 1～3 年生と特定の施設・事業※に在籍している就学前児童

2・3 号：特定の施設・事業※に在籍している就学前児童

※①保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（子ども・子育て支援制度の施設・事業）。

②横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援、新制度に移行していない幼稚園（学校教育法第 1 条）。

②の場合は、「きょうだい児多子軽減届出書」の提出が必要です（退園した場合も届出が必要です）。

3. ひとり親世帯等に該当する場合の利用料軽減（負担区分 B 1、C～D 5 が対象）

「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（母子・父子世帯、寡婦（夫）で児童を扶養する世帯）、身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれの場合も在宅の場合に限る）を指します。

該当する場合は、負担区分が「B 2→B 1、C→E 0、D 1～D 5→E 1～E 5」となります。

4. 各種制度

【みなし寡婦（夫）制度】

婚姻歴のないひとり親家庭の場合には、一定の条件を満たすことで利用料が軽減されます。

母又は父が、一度も婚姻したことがないひとり親であり、20歳未満の生計を同じくする（他の人の税法上の扶養でない）子がいる（父の場合は合計所得金額500万円以下）等、適用条件を満たす場合は、寡婦（夫）控除のみなし適用により、利用料が軽減される場合があります。

事前に手続が必要ですので、詳しくは区役所こども家庭支援課までお問合せください。

【減免制度】

失職等により世帯の負担能力に著しい変動が生じ、利用料の支払いが困難となった場合や、災害により家屋が損壊した場合等、適用条件を満たす場合は利用料が減免されます（育児休業や自己都合退職・転職等は対象になりません）。

【補足給付制度】

生活保護世帯（A階層）を対象に、利用料以外に負担が必要な遠足代や制服代等の実費相当分の一部費用を市が負担する制度です。上限は給食費（1号認定のみ）月額4,500円、教材費・行事費等（1～3号認定）月額2,500円となります。

5. 旧年少扶養控除の経過措置について

平成26年度からの保育所等の継続利用児童で一定の条件を満たす場合、16歳未満の年少扶養控除額相当額を加味した利用料の算定を行います。保護者1人あたりの税申告において3人以上の16歳未満扶養親族がいる世帯が対象となります。

6. 世帯状況に変更があった場合に必要な届出

世帯構成の変更（婚姻、離婚、単身赴任の開始・終了、家計の主宰者※の変更等）、きょうだい児の入園・退園等、市民税額の変更（市外で課税されている方のみ）の際は、必ず区役所に届け出てください。利用料が変更になる場合があります。

※祖父母等と父母の税額を合算して利用料を決定している場合で、父母の月収が生活保護の基準表における最低生活費を超えるようになった際（父母のみの税額で再算定を行います）は届出が必要です。

7. 利用料のお支払い先

保育所利用者は、原則、口座振替で横浜市に利用料をお支払いください。保育所以外の施設・事業を利用される場合は、直接各施設・事業にお支払いください。

※他市町村の公立施設（保育所等）を利用している場合は、他市町村にお支払いください。

8. 退園時の手続き

退園する場合は、事前に利用中の保育所等のある「区役所こども家庭支援課」に必ず届け出てください。届出が遅れると、届出日までの利用料が発生する場合があります。

9. その他

(1) 利用料以外の費用について

「延長保育料」は利用料には含まれません。その他、利用する保育所等が設定する実費負担額等が必要な場合があります。

(2) 里親制度、児童養護施設をご利用されている場合の利用料は、区役所こども家庭支援課へお問合せください。

☆問合せ先☆

利用料に関することは、利用中の保育所等のある区役所（利用施設決定前は申請書を提出した区）こども家庭支援課までお問合せください。

